

なすしおばら

平成19. 3. 20

消費者だより

第4号

●発行 那須塩原市消費生活センター(☎0287-63-7900)

●編集 那須塩原市消費生活推進連絡会



ーエコライフネットワーク
「とちぎ」による
環境カルタ大会ー
子どもたちに好評！！



↑
生活学校による
寸劇「もったいないばあさん
がやってくる」の熱演
子どもたちにもわかりやす
い内容でした。



盛況だった
第二回
消費生活と環境展



いつもハツラツ
遠藤好美指導員



オープニングは
いつものストレッチ体操から



去る二月十八日(日)いきいきふれあいセンターで、「なすしおばらの暮らしと環境を考える」をテーマに「第二回消費生活と環境展」が開催されました。当日は朝から小雨模様で来場者が少ないのではなにかと懸念されていましたが、千百人を数える多くの参加者で近年にない盛況ぶりでした。地下の会場で行われた「骨密度や体脂肪」の測定には長蛇の列ができ、市民の健康志向をうかがい知ることができます。また、ステージでは、歯の大切さを訴える寸劇「8020運動」や物を大切にしようと呼びかける寸劇「もったいないばあさんがやってくる」、紙芝居「リフォーム詐欺にあわないために」が演じられ、実演コーナーでは、ワイシャツのアイロンがけも披露されたりと、参加協力した各団体の催しは、いずれも熱気を帯びていました。来場できなかった皆さんにも、この思いが届きますように紙面をもつてご紹介します。

消費生活と環境展 会場から

消費生活推進連絡協議会
クイズに挑戦



ちょっと難しかったけど、勉強になったわ!

地域婦人会連絡協議会

今年も「きつねうどん」と「おにぎり」を朝早くから心をこめて作りました



メタボリックシンドロームを予防しよう

食生活改善推進団体
連絡協議会



Q 危険の目安は、
男性・女性それぞれ何cm?
A 男性85cm・女性90cm

新聞折込チラシが、こんなにすばらしい「カゴ」に仕上がりました

那須塩原警察署
紙芝居で、リフォーム詐欺の
撃退法を伝授



関東農政事務所

食料自給率向上や地産地消の
推進、食事のバランスガイドの
食品表示、食生活指針の話、
花の種子の配布など、盛りだ
くさん



米粉パンの試食に舌つづみ

黒磯那須消防組合



心肺蘇生トレーニングマネキン(レサシアン)を使い、心臓マッサージ。実習は真剣そのものです



生活排水から環境を考えてみませんか。環境に配慮した商品がたくさんありますよ

とちぎコープ



信用のできるSマークの
クリーニング店をご利用
ください

クリーニング業生活衛生同業組合



シルバー人材センター

高齢者は豊かな経験と知識を持っています。あなたの家や会社の仕事、任せてください

JA産直会

新鮮野菜や漬物などの加工品
がたくさん



JAなすのみどり会
五目おこわはいかがですか?



JA産直協議会



草木染めの靴下とスカーフ、手作りの温かさが伝わってきます

太陽の里福祉会

大粒で美味しいお米「なすしかり」地産地消推進に一役!



栃木県那須農業振興事務所



セイフティーライト推進委員会
まぶしい照明の改善で安全快適
省エネを提案しています



消費生活センター
悪質商法にだまされな
いたためのビデオコーナ
ー・クイズ・相談受付
も行いました



くらしの研究会
要介護認定のコンピューター
判定の仕組みを知りました



環境ボランティアの会
市の自然を守るため、貴重な植
物の観察活動を続けています



金融広報委員会
身近で役立つお金の知識
クイズの結果はどうでしたか?
子供のお小遣い帳が配られました



相談コーナーは
予約でいっぱい

日本ファイナンシャル
プランナーズ協会



げんごろうの会
不法投棄のごみの山!拾っても
拾っても拾いきれません



下水道課
人気のぬりえコーナー、水風船つ
りのほかに、下水道のしくみも勉
強しました



スタンプリリー抽選会
重い抽選器を回すと、環境にや
さしい賞品が当たる抽選会、今
年も人気でした



個別指導も受け歯周病の
予防はバッチリ!



歯科衛生士による「お口元気で歯ッピーラ
イフ」寸劇は今年も大好評

消費生活と環境展

なすし 80 20運動 を考える

黒磯保健センター



結果はどうでしたか?
順番待ちに長蛇の列が...

保健課 (国民健康保険)
体脂肪・血液さらさら・骨密度
あなたの健康度チェック!

消費者講座から

消費者講座が、昨年11月27日(月)に厚崎公民館で行われました。今年度は黒磯保健センターの「ヘルスサポート21事業」との共催による「健康料理教室」を開催しました。

ヘルスサポート21事業は「自分のからだをもう一度見直し、日常の生活の中で健康な体づくりを実践し、習慣化することで心豊かに生活できる社会」を目指し、厚生労働省が国民一人ひとりが自分の健康は自分で守ることを責務として示し、スタートさせました。

栄養士から、バランスよく食べるための一日の食事の目安やスケールを使った適正体重の計算の仕方を学習してから、調理実習を行いました。試食の後、ヘルスサポート21の登録証をいただき、内容の濃い実りのある講座になりました。



消費生活センターから

消費生活に関する相談は
消費生活センターへ
開設日/月~金曜日
(祝日は除く)
開設時間/8:30~17:00
☎0287-63-7900

契約の成りこみ

二月十八日に開催された消費生活と環境展で、消費生活センターのブースでは、スタンプリリーのクイズとして「契約の成立」について次のような問題を用意しました。

Q・契約が成立する時点は、どのケースですか。

- 1・契約書に名前を書いた
- 2・契約書に名前を書いて印を押した
- 3・口頭で契約すると言った

多くの方が、2番と答えましたが、正解は3番でした。

契約そのものは書面がなくても成立します。例えば、売りたい、買いたい、というような双方の意志の合致があれば、契約はその時点で成立します。電車の切符を買ったり、コンビニで買い物をしたり等、日常のいたるところで、私たちは契約書を取り交わすことなく契約をしているのです。(書面にして残すのは、トラブルになったときに証拠として使う必要があるからで、借金契約など法律で契約書面を残すことが義務付けられているものもあります。)

いったん契約が成立したら、原則として一方の都合で勝手に解約することはできません。契約が成立したときと同じように、双方が合意をすれば契約を解消できます。

ただし、消費者保護の観点から、訪問販売などの特定の取引で商品やサービスの契約をしたとき、後で冷静になって考え直し「契約をやめたい」と思ったら、契約を無条件で取り消すことができる、クーリングオフ制度があります。どのような取引形態で契約

巡回相談の案内

したかにより、考え直す日数や、適用になる商品などが、法律で規定されています。詳しくは、消費生活センターまでお問い合わせください。

消費生活センターの相談員が、西那須野地区、塩原地区に出向いて、直接、相談を受けています。(緊急性のある相談は直接センターへ)

●西那須野地区
開設日および場所
毎週金曜日

時間
午前十時~午後三時

●塩原地区
開設日および場所
毎月第二木曜日

時間
午前十時~午後三時

●ゆつくりセンター
毎月第三木曜日

時間
午前十時~午後三時

●問い合わせ先
消費生活センター

☎0287-63-7900

編集後記



時々、外は冷たい風が吹きますが、日の当たる家の中は暖かく、つい、うっかりとうとうとしてしまいます。

「消費者だより」第四号は「消費生活と環境展」を特集してお届けします。

地球にやさしい暮らしは何か?見て、聞いて、体験して、参加したみんなで「なすしおぼらの暮らしと環境を考える」ことをテーマに開催されました。

市内の各団体が、きれいな水、おいしい水、ゴミ、リサイクル、自然との共生などの環境問題や、生活の知恵、健康、食物、安全、防犯等の取り組みで出展しました。

参加した多くの市民にとって、那須塩原での暮らしと環境を考える機会になったでしょうか?